

不妊治療費の補助を行います



西条市では、不妊に悩む夫婦の治療の経済的負担の軽減を図ることを目的として、
保険診療として実施された不妊治療にかかった費用の一部を補助します。

対象者

次の要件のすべてに該当する方が対象です。

- (1) 不妊治療を受けた夫婦(事実上の婚姻関係にある夫婦を含む。)であること。
ただし、事実上の婚姻関係にある夫婦については、治療の結果、出生した場合の子について認知を行う意向がある者に限る。
- (2) 夫婦の一方又は双方が、市内に住所を有していること。
- (3) 夫婦のいずれにも市税等の滞納がないこと。
- (4) 不妊治療開始時点の妻の年齢が43歳未満であること。
- (5) 夫婦のいずれもが国民健康保険その他の医療保険に加入していること。



対象となる治療・補助金額等

- (1) 令和4年4月以降、新たに保険適用された一般不妊治療または生殖補助医療であること。
- (2) 治療期間の開始日が令和7年4月1日以後であること。
- (3) 他の地方公共団体等による補助金等の交付を受けていないこと。

	一般不妊治療	生殖補助医療
対象治療	タイミング法、人工授精	採卵、採精、体外受精、顕微授精、受精卵・胚培養、胚凍結保存、胚移植
補助金額	1回の申請につき上限3万円 ※治療開始日から1年内に実施された治療 ※複数回の治療を受けた場合は合算可	1回の治療期間につき上限5万円 ※治療開始日から妊娠判定日又は治療を中止した日までに実施された治療
補助回数	夫婦1組につき1回限り	保険適用回数に準ずる

申請方法

治療が終了した日の属する年度末(3月末日)までに、下記申請書類をご提出ください。

- (1) 西条市不妊治療費補助金交付申請書兼同意書(様式第1号)
- (2) 西条市不妊治療費補助金受診等証明書(様式第2号)
※医療機関が記入
- (3) 事実婚による婚姻関係にある場合は、事実婚関係に関する申立書(様式第3号)
- (4) 院外処方がある場合は、薬剤内訳書(西条市不妊治療費補助金)(様式第4号)
- (5) 保険医療機関等が発行する領収書及び明細書(原本)
- (6) 医療保険各法の規定による資格確認証等の写し
- (7) 医療保険各法の規定による高額医療費の限度額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し(当該認定証を申請している場合に限る)
- (8) 世帯が異なる夫婦の場合は、戸籍謄本
(発行後3か月以内のもの。事実上の婚姻関係にある夫婦を除く。)
- (9) 西条市不妊治療費補助金請求書(様式第7号)
※ 様式は、西条市ホームページよりダウンロードできます。
- ※ 来所する際には、補助金振込口座の通帳等(請求者名義の口座情報がわかるもの)をご持参ください。
- ※ 年度内に申請できない場合(2月または3月に治療が終了する場合等)は、必ず事前にご相談ください。
事前に連絡がないものについては、申請を受け付けることはできません。



【お問い合わせ・申請窓口】

西条市こども未来課(こども家庭センター) 子育て世代包括支援係
〒793-0041 西条市神拝甲324番地2
(西条市総合福祉センター2階)

☎ 0897-52-1316

詳しくはこちら

